

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公開番号】特開2010-57570(P2010-57570A)

【公開日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-011

【出願番号】特願2008-224207(P2008-224207)

【国際特許分類】

A 61 B 5/15 (2006.01)

【F I】

A 61 B 5/14 300 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月26日(2011.8.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体表面を穿刺し体液を滲出させる穿刺装置及び生体表面の穿刺部位から体液を採取し体液成分を測定する成分測定装置のそれぞれを使用する際に用いる穿刺装置及び成分測定装置の補助具であって、

前記穿刺装置の穿刺部の挿入が可能で、前記穿刺装置の一部を保持することが可能な穿刺装置保持部、及び生体表面への接着が可能な接着部を有する穿刺装置補助具と、前記成分測定装置の体液採取部の貫通が可能で、前記成分測定装置の一部を保持することが可能な成分測定装置保持部を有する成分測定装置補助具と、を備え、

前記穿刺装置保持部には、前記穿刺装置の穿刺部の貫通が可能な穿刺用孔が形成されており、

前記穿刺装置補助具と前記成分測定装置補助具とが一体化可能であり、

前記穿刺装置補助具と前記成分測定装置補助具とが一体化した際に、前記穿刺用孔と前記成分測定装置保持部とが対向して、前記体液採取部の貫通が可能な空間を形成する、補助具。

【請求項2】

前記成分測定装置保持部には、体液採取用の貫通孔が形成されており、

前記穿刺装置補助具と前記成分測定装置補助具とが一体化した際に、前記穿刺用孔と前記体液採取用の貫通孔とが対向して、前記体液採取部の貫通が可能な空間を形成する、請求項1に記載の補助具。

【請求項3】

前記成分測定装置補助具には前記体液採取用の貫通孔の入り口が形成されており、前記成分測定装置補助具の入り口を有する面の外周縁に、前記成分測定装置の体液採取部の滑り落ちを防止するための滑り落ち防止壁が設けられている、請求項1又は2に記載の補助具。

【請求項4】

前記接着部には接着手段が設けられており、前記接着手段が、医療用接着剤、医療用粘着剤、粘着シール、及び両面テープからなる群から選択されるいづれかである、請求項1～3のいづれかに記載の補助具。

【請求項5】

穿刺用孔の中心と、成分測定装置保持部の中心とが、重なるように一体化する、請求項1～4のいずれかに記載の補助具。

【請求項6】

前記穿刺装置保持部が前記穿刺装置の穿刺部と係合する凹形状である、請求項1～5のいずれかに記載の補助具。

【請求項7】

前記穿刺装置補助具と成分測定装置補助具とが、嵌合により一体化可能である請求項1～6のいずれかに記載の補助具。

【請求項8】

前記穿刺装置補助具と成分測定装置補助具とが接続されている、請求項1～7のいずれかに記載の補助具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

それゆえ、本発明における穿刺装置(4)及び成分測定装置(5)の補助具は、生体表面を穿刺し体液を滲出させる穿刺装置(4)及び生体表面の穿刺部位から体液を採取し体液成分を測定する成分測定装置(5)のそれぞれを使用する際に用いる穿刺装置(4)及び成分測定装置(5)の補助具であって、前記穿刺装置の穿刺部(4a)の挿入が可能で、前記穿刺装置(4)の一部を保持することが可能な穿刺装置保持部(1a)、及び生体表面への接着が可能な接着部(1c)を有する穿刺装置補助具(1)と、前記成分測定装置の体液採取部(51)の貫通が可能で、前記成分測定装置(5)の一部を保持することが可能な成分測定装置保持部(2a)を有する成分測定装置補助具(2)と、を備え、前記穿刺装置保持部(1a)には、前記穿刺部(4a)の貫通が可能な穿刺用孔(1b)が形成されており、前記穿刺装置補助具(1)と前記成分測定装置補助具(2)とが一体化可能であり、前記穿刺装置補助具(1)と前記成分測定装置補助具(2)とが一体化した際に、前記穿刺用孔(1b)と前記成分測定装置保持部(2a)とが対向して、前記体液採取部(51)の貫通が可能な空間(3)を形成する、という構成である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

穿刺装置補助具1は穿刺装置保持部1a、及び接着部1cを有し、穿刺装置保持部1aには穿刺用孔1bが形成されている。穿刺装置保持部1aの全体形状は、図1Aで図示するように、底面と側面に囲まれた凹形状とすることができますが、穿刺装置4の穿刺部4aの挿入が可能で、穿刺装置4の一部(例えば、穿刺部4a)を保持できる機能を有すれば、凹形状、柄杓形状等どのような形状でも良い。穿刺装置の一部を保持するとは、挿入された穿刺装置の一部、例えば穿刺部4aが支えられた状態にすることをいう。